気象庁
Japan Meteorological Agency

報　道　発　表

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和８年３月25日
地　震　火　山　部

薩摩硫黄島の噴火警戒レベル及び判定基準の改定について

薩摩硫黄島について、改定された噴火警戒レベルの運用を、３月31日から開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を一部改定します。

薩摩硫黄島（鹿児島県）では、火山防災協議会における協議の結果、火口の出現に留意する領域や想定される現象等が見直され、噴火警戒レベルが改定されることになりました（別紙１）。

改定された噴火警戒レベルの運用を３月31日から開始します。

併せて、噴火警戒レベルの判定基準の一部を改定します（別紙２）。

【噴火警戒レベル及び判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの以下のページで公表します。

・「各火山のリーフレットのページ
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html

・「噴火警戒レベルの判定基準」のページ
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

問合せ先：地震火山部 火山監視課　今野、碓井
電話　03-6758-3900（内線　5211、5184）